

(別紙)

諮問番号：令和 7 年諮問第 7 号

答申番号：令和 8 年答申第 6 号

答申書

第 1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 事案の概要

本件は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受けていた審査請求人に対して○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）がなした法第25条第 2 項の規定による令和 2 年7月28日付け保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

第 3 審査請求に至る経過等

- 1 平成23年11月 8 日、審査請求人は、処分庁に対し、法に基づく保護を申請し、処分庁は、同日付けで審査請求人世帯の保護を開始した。
- 2 令和 2 年 7 月 3 日、処分庁は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第 7 号の規定に基づく情報照会により、審査請求人が、年金生活者支援給付金（以下「年金給付金」という。）を令和元年12月から令和 2 年 5 月までの間は月額5, 000円、令和 2 年 6 月以降は月額5, 030円受給していることを確認した。
- 3 令和 2 年 7 月10日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、審査請求人の年金給付金について、次の方針を確認した。
 - ・令和 2 年 8 月以降に支給された年金給付金について、審査請求人世帯の収入として認定する。
- 4 同日、処分庁は、審査請求人宅を訪問し、3 の方針について説明した文書を投函した。
- 5 令和 2 年 7 月20日、処分庁は、審査請求人世帯の保護について、同年 8 月 1 日を実施日として年金給付金収入5, 030円を認定することを決定した。
- 6 令和 2 年 7 月28日、処分庁は、審査請求人に対し、本件処分に係る決定通知書を送付した（本件処分）。
- 7 令和 2 年 8 月21日、処分庁は、審査請求人から、国民障害基礎年金（以下「障害年金」という。）の収入及び年金給付金の収入の記載のある収入申告書、年金給付金支給金額改定に係る通知書（写）及び年金給付金請求手続の案内リーフレット（写）を受理した。

- 8 令和2年9月29日、処分庁は、審査請求人から、年金給付金請求手続に要した必要経費について、次の内容が記された文書を受理した。
- ・年金給付金を得る際の葉書の郵送代（以下「切手代」という。）62円は費用として返還されないのか。
- 9 令和2年10月2日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、審査請求人の年金給付金に係る必要経費について、次の方針を確認した。
- ・同月1日を実施日とする保護決定の収入認定において、切手代62円を必要経費として控除する。
- 10 令和2年10月6日、処分庁は、審査請求人世帯の保護について、同月1日を実施日として切手代62円を必要経費として認定することを決定した。
- 11 令和2年10月20日、処分庁は、審査請求人に対し、10に係る生活保護変更決定通知書を送付した。
- 12 令和2年10月27日付けで、審査請求人は、処分庁を通じて、審査庁に対し、本件処分取消しを求める審査請求を提起した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求書及び反論書

ア 処分庁は、年金給付金と障害年金を混同している。即ち、前者が支給されたことをもって後者が増額したかのようにみなし、それを収入認定した上で本件処分を強行している。

イ 年金給付金は、障害年金自体ではなく消費税率が上がったことに対する補填である。したがって、収入認定した上で本件処分を行うと当該補填が逸失されてしまい、最低限度の生活が保障されないことになってしまう。これは、憲法第25条に違反している。

ウ 仮に、年金給付金を収入認定するとしても、その月額は5,030円であり、8,000円を超えていないので、その全額が控除されなければならない。これは、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3の(2)のエの(イ)に違反している。

エ 次官通知第8の3の(3)のケによると、社会的障害者に定期支給される金銭は、収入認定されない。

オ 年金給付金を得るための経費62円が控除されていない。これは、次官通知第8の3の(2)のアの(イ)に違反している。切手代は既に追加支給されているが、処分庁が約1箇月半にわたりその経費認定を行わなかったことは明らかに不作為である。

カ 本件処分は明らかに失当であるので取り消さなければならない。

(2) 審査会への主張書面

年金給付金を収入認定するのであれば処分庁はこの金額の中から自立更生に要する金額を特定して当該金額分を控除しなければならないにもかかわらず、処分

庁は控除を行っておらず、かつ、控除についての問合せを受けたこともない。

審査請求人は洗濯機を購入しているが、処分庁から問合せを受けたことはただの一度もない。

2 処分庁の主張

(1) 弁明書

ア 本件処分は、法第8条、次官通知第8の3の(2)のアの(ア)及び「年金生活者支援給付金制度の施行に伴う円滑な請求手続及び保護費への反映処理を実施するための生活保護担当部局と国民年金担当部局との連携について」（令和元年8月22日付け社援保発0822第2号・年管管発0822第2号厚生労働省社会・援護局保護課長・同年金局事業管理課長連名通知。以下「給付金通知」という。）のⅡに従い、年金給付金を収入として認定されており、違法又は不当な点はない。

イ 切手代62円について、本件処分を行った後、収入申告書及び必要経費に係る文書の提出を受け、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10の2の(8)に従って、令和2年8月に申告のあった切手代を同年10月分の保護費で必要経費として認定しており、違法又は不当な点はない。

ウ 以上から、本件処分は適法かつ適正なものであるため、本件審査請求については、これを棄却するとの裁決を求める。

(2) 主張書面に対する調査事項への回答

ア 令和2年10月27日、処分庁が、審査請求人に対し、年金給付金を遡及受給して過払いとなった保護費について、法第63条の規定に基づき返還を求める予定であることを説明したところ、審査請求人から、洗濯機の買換え費用を自立更生費として認めて欲しいとの申出があった。これを受けて、処分庁は、洗濯機の購入費用を自立更生費として控除した上で法第63条の規定に基づく費用返還請求額を決定し、令和3年1月7日に、その通知書を審査請求人の自宅郵便受に投函した。

イ 法第63条の規定に基づく費用返還請求決定時だけでなく、保護変更決定処分時においても、自立更生費の存否について検討することとされている。これは、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）第8「収入の認定」の3「収入として認定しないものの取扱い」の4「自立更生のために使われるもの」において、次官通知第8の3の(3)のウからクまでに規定される額については、世帯の自立更生のために当てられるため収入認定しないとされていることによるもので、処分庁は、上記規定に基づき、該当する収入については、保護変更決定処分時においても自立更生費控除の存否について検討している。なお、年金給付金については上記に規定される収入に該当しないことから、本件処分時において、処分庁は、自立更生費控除について検討していない。本件処分は、年金給付金を収入として認定した保護変更決定処分であり、次官通知に規定される、収入として認定しない取扱いに該当しないことから、自立更生費控除の存否について検討する必要がない。

処分庁が令和2年8月12日に実施した所内協議は、本件処分とは別に、法第63条の規定に基づく費用返還決定処分を行うに当たって、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）1の(1)において、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。」、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。(略)」として、自立更生のための控除について規定されている一方で、同通知1の(2)において、遡及して受給した年金収入に係る自立更生費の取扱いについて、「年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。(略)」と規定されていることを踏まえ、真にやむを得ないと認められない限り、自立更生費控除を適用することは困難であるとの厚生労働省の考え方を○本庁と処分庁で共有したにとどまるものである。本件処分時においては、自立更生費控除の存否について検討する必要がないことから、処分庁が聴取や訪問を行わなかったことについて、違法又は不当な点はない。

第5 法令等の規定について

- (1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と保護の補足性を規定し、法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、法第8条第2項は、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」として、保護の基準及び程度の原則を定めている。
- (2) 公的給付の収入認定の取扱いについては、次官通知第8の3の(2)のアの(ア)において、「恩給、年金、失業保険金その他の公的給付（中略）については、その実際の受給額を認定すること。」とされている。
- (3) 次官通知第8の3の(2)のアの(イ)は、「(ア)の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること。」としている。
- (4) 次官通知第8の3の(2)のエの(イ)は、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（中略）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が、世帯合算額8000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」としている。
- (5) 次官通知第8の3の(3)のケは、「心身障害児（者）、老人等社会生活を営むうえで特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条

例等に基づき定期的に支給する金銭のうち支給対象者一人につき8000円以内の額（月額）」について、収入として認定しないこととしている。

- (6) 局長通知第8の1の(4)のアは、「1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」としている。
- (7) 局長通知第10の2の(8)は、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、（中略）当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。（この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。）」としている。
- (8) 給付金通知のⅡは、「給付金は、（中略）次官通知の第8の3の(2)のアの(ア)により、実際の受給額を収入として認定する。」としている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨等

1 審理員意見書の要旨

- (1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 処分庁が、次官通知第8の3の(2)のアの(ア)及び局長通知第8の1の(4)のアに従って年金給付金の月額を5,030円とし、給付金通知のⅡに従って年金給付金を収入認定した点に誤りはない。

イ 審査請求人は、本件処分は次官通知第8の3の(2)のエの(イ)に違反すると主張する。

しかしながら、年金給付金は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号。以下「給付金法」という。）に基づき定期的に支給されるものであって、次官通知第8の3の(2)のアの(ア)の「公の給付」に当たり、次官通知第8の3の(2)のエの(イ)の「臨時的収入」には該当しない。

ウ また、審査請求人は、収入として認定しない場合である次官通知第8の3の(3)のケに該当すると主張する。

しかしながら、年金給付金は、給付金法に基づいて支給する金銭であって、「地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭」ではない。

エ 処分庁が、次官通知第8の3の(2)のアの(イ)に従って切手代を必要経費として認定し、局長通知第10の2の(8)に従って、令和2年10月14日付け保護変更決定処分において収入充当額として計上した点に誤りはない。

オ 以上より、本件処分は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正に行われていると認められ、違法又は不当な点は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨等

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

(3) 審査会への主張書面についての判断

審査請求人は、処分庁は、年金給付金を収入認定するのであれば、認定額から自立更生に要する金額分を控除しなければならないにもかかわらず、審査請求人に対して控除についての問合せも行っていない旨等を主張する。

問答集第8の3の4において、次官通知第8の3の(3)のウからクまでに規定される額については世帯の自立更生のために当てられるため収入認定しないとされていることから、これらに該当する収入については保護変更決定処分時においても自立更生費控除の存否について検討する必要があるところ、年金給付金についてはこれらの収入に該当しないことから、本件処分について処分庁は自立更生費の控除について検討を要するものではなく、この点について違法又は不当な点はない。また、その他の主張についても理由がない。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第2部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和7年9月2日 審査庁が審査会に諮問

令和7年9月19日 第1回調査審議（第2部会）

令和7年10月3日 審査請求人が審査会に主張書面を提出

令和7年10月21日 審査会から審査庁に調査依頼

令和8年2月13日 審査庁から審査会に最終回答

令和8年2月20日 第2回調査審議（ 〃 ）

令和8年3月17日 第3回調査審議（ 〃 ）

令和8年3月19日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 本件処分の争点及び争点の検討

審査請求人は本件処分の違憲性について主張するが、審査庁及び審査会は違憲立法審査権を有しないため、以下、その他の主張について検討する。

(1) 年金給付金の収入認定について

審査請求人は、年金給付金が次官通知第8の3の(2)のエの(イ)の収入あるいは第8の3の(3)のケの金銭に当たるため、8,000円を超えない額は収入認定されるべきではない旨主張する。

しかしながら、次官通知第8の3の(2)のアの(ア)において「恩給、年金、失業保

険金その他の公の給付（中略）については、その実際の受給額を認定すること。」とされているところ、処分庁は、生活保護の実施に係る年金給付金の取扱いについて示された給付金通知に従って、年金給付金が「公の給付」に当たると判断し、その実際の受給額について収入認定したものであり、その判断に違法又は不当な点はない。

また、審査請求人は、年金給付金の受給のための経費である切手代に相当する金額が本件処分にあたって控除されていないことについて、処分庁の不作为を主張するが、当該切手代については、本件審査請求前の令和2年10月に、収入認定額から経費として控除した上で生活保護変更決定処分がなされており、請求の理由はない。

(2) 自立更生費の控除について

審査請求人は、主張書面において、年金給付金の収入認定にあたって自立更生費の控除が必要であるところ、処分庁はこれを控除せず、かつ、控除についての問合せも行っていない旨主張する。

しかしながら、処分庁は、問答集及び次官通知に基づいて、年金給付金について保護変更決定処分時に自立更生費控除の存否について検討を要するとされる収入に該当しないと判断しており、違法又は不当な点はない。

なお、主張書面に対する調査事項への回答によると、処分庁は、本件処分後の令和3年1月7日に、年金給付金の遡及受給により過払いとなっていた保護費について法第63条の規定に基づく返還請求を行うに当たり、審査請求人からの申出に基づいて洗濯機の購入費用を自立更生費として控除した上で費用返還請求額を決定しているが、当該洗濯機の購入は本件処分後の令和2年11月に行われたものである。

その他の主張についても理由がない。

2 判断

以上から、処分庁の判断について違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がない。

3 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	西村	幸三
委員	小谷	真理
委員	関戸	幸一